

# ふぐ処理者の制度が変わりました

## 国は「ふぐ処理者（ふぐの除毒処理をする者）」 の認定基準を定めました

山梨県及び甲府市では、国の認定基準に沿った試験制度とし、試験の合格者等の認定要件を満たす資格者を「ふぐ処理者」として認定することとしました。

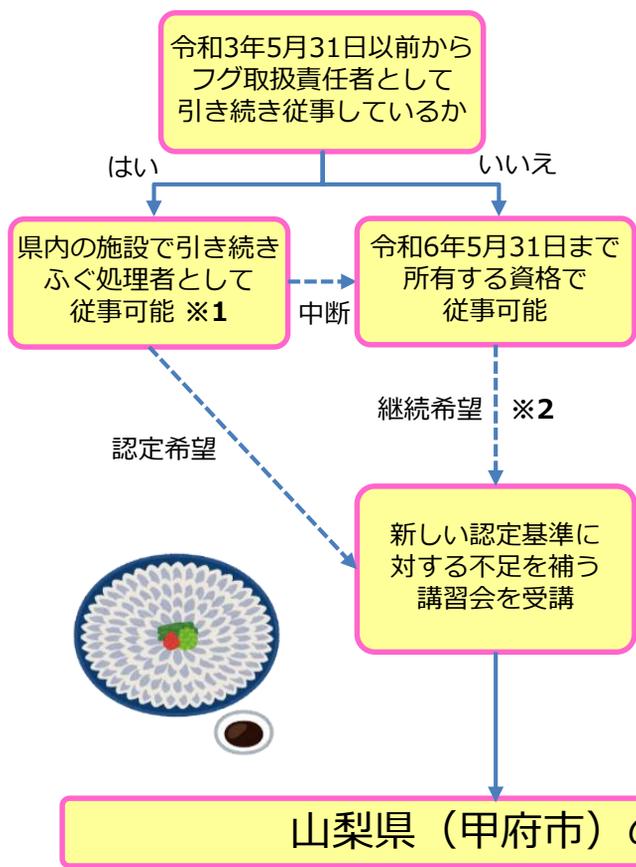
既存のふぐ処理者（フグ取扱責任者）については、経過措置が設けられています。

また、山梨県のフグ取扱責任者講習会の修了者（実技に限る。）については、認定基準に対する不足を補う講習会を受講することで、認定基準を満たす者として取り扱われます。

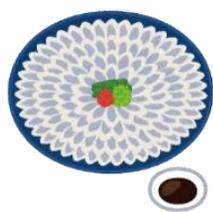
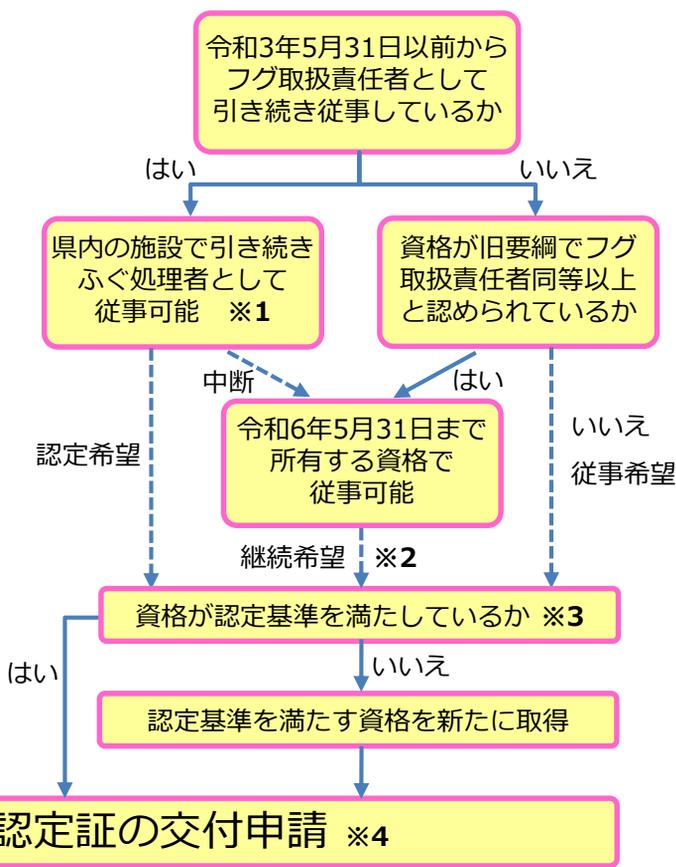


### < 資格確認フローチャート >

#### 山梨県フグ取扱責任者講習会修了者（実技）



#### 他の自治体のふぐ処理資格者



山梨県（甲府市）の認定証の交付申請 ※4

**認定基準を満たすふぐ処理者**  
(山梨県（甲府市）にふぐ処理者と認定された者)

- ※1 令和3年5月31日以前から継続してふぐ処理者（フグ取扱責任者）として従事している場合には、新制度での認定を受けずに従事することができます。また、甲府市を除く県内の施設間、又は、甲府市内の施設間で従事施設を移り、途切れずふぐ処理者として従事する場合も同様です。従事期間が途切れた場合、又は、新制度の認定を希望する場合には、点線矢印に進んでください。
- ※2 令和6年6月1日以降にふぐの処理に従事する場合は、認定基準を満たす資格が必要です。
- ※3 認定基準を満たしているかどうかは、所有する資格を与えた自治体に確認する必要があります。
- ※4 ふぐ処理者として従事する施設が、甲府市を除く県内の施設の場合は「山梨県」に、甲府市内の施設の場合は「甲府市」に認定証の交付を申請します。